

○

午前10時 9分開会

○委員長 ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付をしました審査区分表に従いまして、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本としまして、採決は各区分ごと質疑が終了した後に議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行ってまいります。

○委員長 委員長から執行部にお願いを申し上げますが、挙手してください。そして、所属名と名前をしっかりと述べてください。かつ簡明な答弁に努められるようお願いをいたします。答弁漏れのないようお願いをいたします。そして、執行部の皆さんには反問権が付与されておりますから、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められませんので、御了承ください。反問が終了した際は、その旨を発言していただきたいと思います。今御確認いただきたいんですが、音の鳴る携帯端末持ち込んでいる方は音が出ないように今確認してください。あとは、先日議案の4号の近隣センターの改正条例の修正が本会議で出されまして、かつこの委員会でも提出予定議案の会派説明資料が生涯学習部から差しかえをお願いしたいという訂正の書類が出されまして、余りいいことじゃございませんので、見苦しいことですから1度出された資料は訂正のないよう今後よろしくお願いいたします。

開会の前で耳ざわりの悪い話をして恐縮ですけども、しっかりとそういったところから戒めといいますか、緊張感を持ってやっていきたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長 それでは、議案の審査に入ります。

まず、議案を審査いたします。議案の第1区分、議案第7号、柏市運動場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、柏市民プール条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、柏市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、柏市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、柏市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、財産の取得について、6議案を一括して議題といたします。

本6議案について、質疑があればこれを許します。どうぞ。

○上橋 上橋でございます。第7号、第8号、第9号について質問をします。これは、内容的に見まして、沼南、旧沼南と柏の料金を、使用料統一しようという気持ちが十分酌み取れる。かつ近隣市と比べて高いものもあるし、それから低いものもあるし、大体平均すれば似たり寄ったりだろうという気もするんで、結果的にそう妥当性を欠くものではないと思うんですけど、問題は市のほうで作成されました受

益者負担の基準との説明で十分な説明もなかったけども、それは議員から勉強してくりゃいいじゃないかというんで多少は勉強しまして、それでこの基準を見てみますと幾つか問題点がある。それは、まず原価に何でもかんでも公務員の人件費から交際費だとか償却費も入れているというような、いかななものかというのが1つと、最終的には、その負担割合ということで調整しておられます。それでこの負担割合というものがゼロ%から100%まである。ということから、もう完全なさじかげんでやっておられるな、あるいはやれるなということはよくわかる。そうすると、さじかげんでやるのだったら、ここまでの受益者負担、基準等つくる必要もなかった。最初から近隣市との比較で、こういうものは議案で上げてこられたと十分であったと思うんだけど、この点はどうなんですか。それと、この負担割合のパーセンテージをゼロ%から100%、大体この負担割合というのは3パターンぐらいに決めてこれでやります、今回これでやりましたというんならいいんだけど、全くさじかげんでもってこれをやる余地があり、今回もそうされたんじゃないかと思うんですけど、その辺のところを御説明いただきたい。

**○スポーツ課長** 柏市としてのこの受益者負担の方針についてなんですが、今委員おっしゃられたとおり、スポーツ課に限って言えば、スポーツ施設に限って言えば50%を目標という形になっております。参考までに申し上げますと、近隣センターについては25%。実際、私ども担当部署といたしましては、この1月に出された市の全体のこういった方針に基づきまして、料金の設定を今回したものでございます。ただ、近隣センターが25%、スポーツ施設が50%、この数字の理由について、これについては私ども明確な今御回答、答弁を申し上げる知識はちょっと兼ね備えてございません。以上でございます。

**○上橋** それから、スポーツ施設について50%に近くということなんですが、ぴたっと50%やられた、それぞれ個別にスポーツ施設を見ながら、あるいは他市との比較をしながら、そのギャップがあかないようにということされたでしょう。大体それは想像がつくんだけど、そのとおりですか。

**○スポーツ課長** 今委員おっしゃられたとおり、まずは第一義的には旧沼南地区と柏の格差の是正、料金格差の是正を第一にしまして、その後は他市の近隣の平均値等を見ながら、若干おっしゃられたとおり上回っている部分もありますけれども、総じて平均値を同じ、もしくは下回る形で、なおかつ50%に近づけるという操作はもちろん私ども意識的にはしておりますけれども、改定率について激変するようなことがないよう配慮したつもりでございます。以上です。

**○上橋** そうすると、この負担割合のパーセンテージ、結構施設によって50%に近づける努力はされたとは思いますが、結構ばらばらに差があるでしょう。事実ですか、それは。

**○スポーツ課長** 施設ごとにはやはりばらつきがあることはもちろんでございます。ただ、私どものこの料金の算定に当たって、負担割合の算定に当たっては、指定管理者制度を導入している都合上、各施設ごとにランニングコストや経費をばらばら

で出す作業はしておりません。全ての施設を一括で取りまとめ、そこにかかる経費、そういったものを計算し、そこに対する負担割合という形で求めております。無論各施設ごとに細かくランニングコスト等出すことが是とする御意見もございますけれども、これにつきましては、今回来年の4月から指定管理者が切りかわりますので、このタイミングにおいては料金プール制、今御説明申し上げた全ての施設を一括で取りまとめた形の経費の計算という形で計算をさせていただきました。なお、このプール制のよしあしにつきましては、次回の5年後の指定管理の切りかえまでにいろいろなさまざまな市町村のやり方等を研究してまいりたい、このように考えております。以上です。

○本池 ちょっと今の議論も踏まえてなんですが、私も7号、8号、9号、11号全て値上げですよ。要するにもうみんな値上げをするということは、本会議でも私ちょっと言いましたけれども、やっぱりこの時期に、来年から、多分10月1日になればはっきりするんでしょうけど、一応新聞紙上では4月1日から消費税も8%に上がるということは言っているわけなんで、この時期にあえて全部こういうふうな形で受益者負担を強いるというか、それによって何百万だの増額になるという形の書き方をしているんですけども、いま一步そこんところが理解できないんです。だから、あのときは市長に答弁求めたんですが、きょうは委員会なんで担当者の方々が何でこの時期、今指定管理者がかわるということも答弁ありましたけれども、市民の負担がやっぱりそれこそふえるということを前提に考えれば、時期的にも私はこの時期に決めてそれで来年度からということの、1月1日でしょう。だから、消費税の上がる前にこうやって施行するということを含めて多少その辺は疑問がありますね、いかがでしょう。

○スポーツ課長 この時期の関係につきましては、私ども平成19年に前回の料金改正を行っております。この主な内容については、やはり今回と同様格差の是正、旧沼南と柏の格差の是正ということの主眼に置いた改正を行っております。そこから7年経過をしているということ、それからもう一つは先ほど委員おっしゃられたとおり、来年の4月に指定管理者が切りかわるというこのタイミングで今回議案を上程させていただいたものです。なお、当然のことながら消費税の増税ということもマスコミ等で審議の段階から情報は入っておりましたので、私どものスポーツ推進審議会で諮問、答申という形で御意見を頂戴したところでございますけれども、その中においてもやはり3%の消費税アップということも視野に入れ、おおむね平均で30%を超えないような改定率で改正をするべきだというような御意見もございましたので、それに基づいて私ども今回改定をさせていただいたところです。以上です。

○本池 考え方としてはそうなんだろうけれども、この値上げに至る経過については、どういう審議、どういう人たちの意見を聞いてどういう形で議論を何回されて、どういう意見が出て最終的に30%ぐらいの値上げを決定したということになったんでしょうか。その経過について、じゃちょっとお知らせください。

○スポーツ課長 詳しい経過については、長い話になってしまいますので、簡潔に申し上げますと、このスポーツ推進審議会の構成メンバーは柏市の体育協会、それから家庭婦人スポーツ協会、こうしたそのスポーツ団体の方々、実際に施設をお使いになられているスポーツ団体の代表者の方々です。それから、小中学校の先生、民間のスポーツクラブ、総合型スポーツクラブの代表者、そうした方々で構成された審議会で今回答申をいただいたところです。この審議の中で、当初実は私ども市の方針のとおりシミュレーションとしまして、受益者負担率を50%にした場合というちょっとドラスティックな数字を正直に出ささせていただきました。これは、当然のことながら、皆さんに非常に目を丸くされて、これではもうスポーツ立ち行かなくなるというような御心配ももちろん頂戴したわけですが、そこからどの程度の金額、どの程度の負担割合が妥当なのかというところを審議いただきまして、さまざまな審議を経た結果、平均で30%という形におさまったところでございます。

なお、やはり委員さんの中からは、実際にこうした値上げによって格差の是正とはいえ、これから先50%になることを非常に心配される声ももちろんございました。この時期につきましては、私どもも明確に今判断しているところでございませぬので、おおむね5年ごとにこれからも見直しをさせていただくというところで御説明申し上げたところです。以上です。

○本池 じゃ5年ごとにまた見直しをするということは、当然値上げを前提にした見直しということで捉えられていいんでしょうかね、その辺は。

○スポーツ課長 5年ごとの見直し、市の適正化方針においてはおおむね3年ということうたわれておりますけれども、私どもは5年という指定管理者の指定期間を基本に考えております。ただ、受益者負担率50%に近づけるといことは目標ではもちろんありますけれども、その間のさまざまな情勢であるとかそういったところをよく見ながら、必ずしも全てが値上げというような見直しでは考えておりませぬ。あくまでも料金が適正であるかどうかの見直しを中心に考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○本池 理解するわけにはいかないんですけれども、ぜひこれからの考え方の中で各、今団体の皆さんの審議会での意見を言っておりましたけれども、その稼働率も含めて、やっぱりそれは逆に稼働率のほうを上げていくという形を含めて、じゃこの値上げによって利用する人が減ったとか、いろんなこれから状況出てくると思うんです。だから、それはしっかりとアンケートをとるなりして、やっぱり5年ごとということじゃなくて、必要な見直し、上げなきゃなんないというその理由を、その50%に近づけるとい、そういう考え方じゃなくて上げなければならない、これから施設だって老朽化もしてきますよね。そういう意味では、いろんなもろもろ理解していただける、使用者にも。もちろん市民の皆さんの税金で建てているわけですから、そういう点のほうに私は重心を置いて、ただ市は3年だけこっちは5年ごとに見直しているんだじゃなくて、やっぱりその必要性、そのことを稼働率も含めて、じゃそういう団体の方たちがどういう形で本当にあきがないように、稼働

率100%というわけにいかないと思うけれども、やっぱりそのことのほうに重心を置いて、じゃどうすればその稼働率が上がるのかと。そういうことのほうにシフトを置いていただいて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。この議案に対しては、申しわけございませんが、反対させていただきますことを申しておきます。以上です。

○平野 7号、8号、9号、11号について質問いたします。まず初めに、これ条例案が可決されたとして、施行期日は1月1日ですね。実際のその利用料金の引き上げというのは、いつからなんですか。

○スポーツ課長 この施行期日を1月1日にしたことにつきましては、4月の1日から料金を新たな料金に設定させていただくということになりますので、スポーツ施設の予約の関係上、1月1日に期日を設けたところでございます。以上です。

○平野 4月1日から新料金に変えるということですか。もう一回確認ですけど。

○スポーツ課長 そのとおりです。

○平野 まず、これ各条例で利用料金は、誰がどの範囲内で決めるというふうに書いています。各条例にはどのように書かれています。料金は、誰がどの範囲で決めるのか。

○スポーツ課長 しっかりとした条文、今申し上げることはできませんけれども、基本的には柏市が情勢を見ながらさまざまな市民の意見を聞きながら、市として料金を設定していく。これについては、指定管理者はその料金を最上限として、今度指定管理者は、その料金を収入として得ると、そういうような形になっているかと思えます。以上です。

○平野 柏市運動場条例、第5条の5、これ3項目ありまして、使用者は、使用者というのは利用者ですよね。使用者は、規則で定めるところにより運動場の利用に係る料金を指定管理者に支払わなければならない。利用料金は、指定管理者の収入とする。3項目め、利用料金の額は別表に定める額の範囲内において指定管理者が委員会の承認を得て定めるものとする。これ、指定管理者が決めるんですよね。新しく変わったとして、新しい料金の範囲内で指定管理者が決めるんですよね。それを、既に条例が通れば4月1日から引き上げますというのは、これはこの条例にも反しているし、指定管理者の経営自主権を侵すことになりませんか。

○スポーツ課長 おっしゃられるとおり、この5条の5、第2項、第3項と文章的に解釈はおっしゃるとおりだと思います。しかしながら、指定管理者ちょうど切りかえの時期になりますので、この10月から公募を行い、各指定管理者に対し、12月議会で債務負担行為額を私どもこの条例が可決された後、債務負担行為額を決定し、そのことを先方、いわゆる手を挙げていただいた指定管理者の候補者にお渡しをし、この債務負担行為額につきましては、やはりこの私どもが決めた、委員会が決めた別表に定める額、これをもとにせざるを得ませんので、そういった形で計算を行い、負担行為額を決定するものです。まだ、おっしゃるとおり、指定管理者は決定はもちろんされておりませんが、そのプロセスを踏まない限り、指定管理者の指

定というのは不可能かと思われます。また、この第3項にあるように、利用料金の額は別表に定める額の範囲内において指定管理者が委員会の承認を得て定めるとありますけれども、今詳しいことちょっと御答弁申し上げられませぬけれども、実際には私どもが先ほど申し上げたとおり、上限の額というふうに捉えてその額と同額がこれまでも料金として設定をされているというところでございます。以上です。

○平野 各施設とも、スポーツ施設にしても運動場にしても、体育館にしてもプールにしても、その指定管理者がその条例の定める利用料金の範囲内でできるだけ安くたくさんの人に使ってもらおうと、利用してもらおう。そのことによって、住民へのサービス向上につながって、みずからのその収益も確保できると。そういうことがこの指定管理者制度の大前提だと思うのです。この指定管理者制度導入したときの2つの目的があって、1つは住民サービスの向上で、もう一つは経費の節減、これできると。指定管理者を制度を導入することによってそれができると。そのサービスの向上という中には、私はその利用料金をどう決めるかということも含めて、その指定管理者の権限であると。もし、今の説明ですと、今市が、あるいは教育委員会が次の指定管理者に対して利用料金を上げなさいというふうに誘導していると同じことでしょうか。それは私はできないと思います、この条例上。それから、協定書。協定書もありますけれども、協定書はこれ12条、これ古い協定書なんですけど、新しいの見つからなかったんですが、内容はほぼ同じだろうと思いますけれど、この12条のところ利用料金の額を定めることについて甲の承認を得ようとするときは、甲というのは市です。甲の承認を得ようとするときは、当該定めようとする日の3カ月前までに書面により甲に申し出なければならない。指定管理者の側から料金の額を定める、あるいは利用料金の額を変更しようとするときも同様であると。指定管理者の側から、市に対して、教育委員会に対してこうしたいということをして3カ月前までに申し出て了承を得ると、承認される、得るとというのが手続ですよ、違います。

○スポーツ課長 今平野委員がおっしゃられた内容について私どもの解釈としては、まず条例で市が定めた金額、これが基本になると思います。今おっしゃられた協定書の中で3カ月前に申し出云々というところにつきましては、その金額を指定管理者の判断により下げる場合、上限を超えることはもちろんできませんので、下げて設定する場合そのときには市に相談してくださいというような解釈をしております。以上です。

○平野 担当課はそのように言っているんですが、そういう解釈でよろしいんでしょうか。

○関口副市長 まず使用料、手数料を決することというのは、ちょっと今法律持っていないんですが、自治法の第96条で議決案件になっていると思うんです。ですから、指定管理者が決めるということにはならないと思います。

○平野 そのこと言っているんじゃないんです。私は、この条例が提案されていることは、ここは利用料金。だから、私最初に施行期日は1月1日だけれども料金の

値上げはいつから何ですかと聞いたわけです。それに対して4月1日だというわけです。ですから、この条例改正は、4月1日施行で利用料金の上限を変えますよという内容なんです。それは構わない、自治法に基づいてそれは議会で議決して決める。指定管理者が決めるんじゃないと。それは、当然のことです。だけど、その条例の決めた料金の範囲内で実際の利用料金を決めるのは誰ですか。

○**関口副市長** 今のまず大前提は、使用料、手数料は議会の議決案件はよろしいですよ。それで、それで決まった内容について指定管理者がその上限として料金を決めるということだろうと思います。

○**平野** 皆さん、今聞いていておかしくないですか。指定管理者制度導入することによってサービス向上する、住民サービスが向上する、経費の節減になると言っているわけね。そのサービスの向上というのは、その指定管理者が民間のノウハウだとか、全国各地の経験であるとか、そういう中でどうやってたくさんの人に利用してもらって、あるいは自主事業なんかもやって収益も上げてその利用者をふやせるかと、そこが経営の鍵だと思うんです。その中には料金も入っていると思うんです。利用料どうするか。民間の体育施設と、この公の施設である市の管理する体育館やプールの料金比べて、どこに設定するのか。もっと安くすれば、もっと来てくれるんじゃないかなど。そういうことも含めて指定管理者が決めるんですよ、この協定書のとおり、条例のとおり。ですから、今までの説明は、この4議案の主な内容についてという説明の中でも今回の引き上げ等で年間約3,000万円の増収となりますというふうに書いてある。増収となるかどうかは、料金を値上げするかどうかによって決まるんですよ。ですから、私はこれ条例やその協定書に反して市がもう値上げすることを前提に、市の主導で指定管理者にこの最大の上限の料金を押しつけようとしている。その前提で議案の説明もされているし、この答弁もあると。これはおかしいです。どうですか。

○**スポーツ課長** 今平野委員おっしゃられているところで、私も条例に違反しているという認識は持ってはございません。おっしゃられるとおり、指定管理者が金額を設定することができるという形ではありますけれども、やはり施設の所有者は柏市でございます。いわゆる市民の財産でもあるわけです。その財産をやみくもに指定管理者に全部投げて経営を委ねるという意味合いでは私ども考えておりません。したがって、言い方が非常に不適切かと思いますが、誤解を恐れず申し上げれば、指定管理者が1,000円のところを100円にしてしまえば、もちろんそれは皆さん、市民の皆様は喜ばれるでしょうし、スポーツをやっておられる方々には負担軽減になるかと思いますが、その前提としては私どもがその市民の税金を用いて公費を投入し、整備をした施設でございますので、そこには当然のことながら経費がかかっております。その経費に対して、繰り返しになりますけれども、負担割合を決めていくのは、やはり柏市でなければならぬというふうに考えております。以上です。

○**平野** 先ほど御説明あったように、この運動施設は今の指定管理者に対しては、

5年前に年間の指定管理料として1億7,700万の計算で協定結んでいるんです。1億7,700万だったと思いますけれど。この債務負担の設定は5年間で8億8,500万円、5で割ると1億7,700万円で、予算にはそういうふうに計上されていて、24年度決算見ますと、1億7,530万円という決算の結果です。これは、先ほど例えばこの条例で利用料金の上限を決めたと。そのことによって、上限いっぱい料金に指定管理者が設定して、現在の例えば利用状況なんか勘案してみると3,000万円の増収になりますよという説明ならいいです。けども、今回の引き上げで3,000万円の増収になります、前提なしに言われるとそれは違うんじゃないですか。たとえ3,000万円が、先日事前にお聞きしたんですけれども、この3,000万円というのは利用料金の総額が3,000万円ふえる見込みだという御説明でした。そうしたら、それどうするんですかと。この3,000万円はどんなふうに扱うんですかと聞きましたら、例えばことし1億7,700万円の年間の指定管理料ですけれども、それから3,000万円、次の契約のときですよ、次の公募のときに指定管理料として年間1億4,700万——3,000万減らして——に市は財政の経費の節減で指定管理料ぎりぎりいっぱいの料金で計算すると、これだけ利用料金の増収があるはずですから、指定管理料は前回の公募のときよりも3,000万円下げさせてもらいますと。1億4,700万で公募しますということが出来るわけで、その中で通常1,000円のもの100円にしようが、300円にしようが、それで指定管理者がこれで十分な住民サービスとその利用率の向上だとかできますよと。それで我が社の経営も安定的に経営できますよと。それであれば、料金は指定管理者が自由に決めていいはずですよ。市が何も、確かに維持管理経費かかります。かかりますけども、指定管理料として3,000万円値引きさせてもらいますと、それでいいじゃないですか。ただ、ここで言っているこの今回の提案のように、市が料金を決める。もう既に決めている、4月1日に料金値上げを決めている。その上限の一番上の料金で次の指定管理者は管理運営やってもらいます。そんなことは、これ条例に反するんじゃないですか。

**○スポーツ課長** 繰り返しになりますけれども、私どもは条例に違反しているという認識は持ってございません。この指定管理制度につきましては、例えば1億7,000万という年間の金額、これがもうもちろん上限になります。指定管理者自身のいろいろな自助努力によって増収を図っていただくことは、もちろん私も公序良俗に違反しない限り、スポーツの推進と捉えて指定管理者にお任せしている部分はございます。ただ、料金については自由な裁量という解釈は、私どもは持ってございません。そのほかスポーツ施設を使っているいろいろな教室を開催したり、著名人を招いてのスポーツ講習会をやったり、そこで参加料を取って指定管理者が収益を上げていくということについては、これはもう大いにやっていただくというふうな考えでありますけれども、料金そのものについては、やはり繰り返しになりますけれども、基本線として私どもは条例で議員の皆様にも上程し、可決をいただいた金額、これが基本になるかと思っております。以上です。

**○平野** 私、指定管理者の自由な裁量で料金決めていいと言っているんじゃない。



条例のとおりに、先ほどは柏市運動場条例を見ましたけれども、この3つの市民プール条例も、柏市体育館条例も3項目ありまして、第3項には同じように書いています。利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が委員会の承認を得て定めるものとする。私、この条例どおりにやんなきゃいけないんじゃないですかと言っているのです。今のこれまでの議案説明や、先ほどからの答弁はこの条例に反しているんじゃないですかと。市の側で既に料金の値上げを決定している。4月1日からの値上げを決定している。これは、おかしいことじゃないですかと。そのことを言っているんです。自由な裁量でと言っていますよ。条例どおりにやってくださいということと言っているんです。

○委員長 平野委員は、先にお金が決まっているんだから、それがどうも納得できないというふうな言い方をしています。

○平野 それは違う。

○委員長 違うんですか。

○平野 条例どおりにやってくださいと。

○委員長 条例どおりにということ。

○スポーツ課長 繰り返しになりますが、条例どおりに行っているというふうに解釈しております。以上です。

○平野 そのことは、担当としてはもうそれ以上の答弁は不可能だというふうに思います。私は、だからこういう問題というのは非常にこの間の経過から言ひまして、私は柏市のやり方というのは非常に市民に対して不誠実であるというふうに思います。先ほど言った指定管理者制度導入のときには、当時の利用料金でもって計算をして、前提にして、当時の利用料金を前提にしてこの指定管理者制度導入することによって市民サービスが向上し、経費の節減が図れるということで指定管理者制度を導入して。今度指定管理者制度導入したら、もう2回にわたって値上げでしょう。来年4月に、私は消費税値上げ、来年4月からの実施は見送るべきだというふうに考えていますけども、市長は消費税の引き上げは必要だと言っているわけね。必要ですという答弁です。そういう認識でありながら、4月にも消費税が引き上げられれば、その3%分がこの利用料金に上乘せされる。再来年10%に上がれば、また2%の値上げになる。この、今回上げて、来年も上がって再来年も上がると。こういうことが市民に対して誠実なやり方かと。制度導入するときには、これやればこんなふうになるんですと、うまくいくんですというふうに説明しながら、その制度導入したのに、さらに値上げが必要なんですという、この次から次にそうやってかぶせてくるやり方というのは、私は大問題です。この先ほどから言っている条例に反した議案の説明であり、答弁であるということからも、これは撤回されるべきだし、それから値上げには先ほどの市民の暮らしの面からいっても反対です。民間活力の導入、それから民間のそのノウハウを生かすとか言いますが、そういう面でも今先ほど言いましたように、これは指定管理者の経営自主権を侵害することになると思います。もし値上げをして利用者が減ったと、1週間に1回使っていた

人たちが、いや、もう、ちょっと会費値上げするのも大変だから、2週間に1回にしましょうというふうになれば、指定管理者にとっては経営の圧迫ですよ。そういうことでも、私は、そういうことを踏まえてこういう条例も、協定書も成り立っていると思います。指定管理者の経営は、指定管理者の自主権があるということも前提に条例も協定書も成り立っていると思います。ですから、そういう意味でもこの条例改正は、今の説明では撤回されるべきだというふうに思います。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

○平野 今のことについては、以上です。議案の第10号、柏市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてですけれど、延滞金の金利が下げられるということは、それ自体はいいことなんですけれども、その介護保険料の滞納者というのは、およそどういう人たちなのかということをお聞きしたいんですが。

○高齢者支援課長 滞納されるのは普通徴収の方ですので、年金がある一定、低い人、それから年金もらっていない人が多いと思います。それから、最初の議会のほうの本議会のほうでも説明したと思うんですけども、65歳から次の、賦課する1年目は普通徴収になる人が多いので、そういう方もいらっしゃる。そのような2種類の方がいらっしゃるかなと思います。

○平野 今市税にしても、国民健康保険料にしてもその延滞金のその徴収額が県内で断トツであるということで、後期高齢者医療の延滞金の徴収額も県内断トツだということを繰り返し指摘してきたんですけども、私介護保険の65歳以上の方を対象にしている、しかも年金額の少ない人と、それから実際に退職した翌年の人が多い、この方たちは既に取りられているだろうと。納付されているだろうと勘違いされたまま来ている人たちです。だから、そういうことでは延滞金をかけるような人は、私は本来いないんじゃないかと思うんです。悪意のね、悪意の人は別です。あるいは非常に高額な所得がありながら払うことを拒否している、介護保険なんか必要ないという人も中にはいるんです。いますけれども、そういう方も含めて介護保険の世話にならないでという理由の1つには、この介護保険料を取られても、生活が苦しい中でこれ取られるよりは、介護保険の制度利用しないほうが良いというような理屈を言う方もいらっしゃるって、そういう方の場合もその生活の困難がそういう理屈を導き出しているという人も中にはいらっしゃるわけなんですけど。延滞利息が下がることそのものはいいことなんですけれども、私はその中には滞納されている方には、65歳以上の方で介護保険料滞納されている方の中には、多くの生活の困難な方がいらっしゃるだろうと。そういう方に対しては、延滞金の減額、免除の制度がありますので、それは収納課がつくった滞納整理マニュアルの中にもどういった人たちを、これは市税の場合ですけど、国保もそれに準ずると、順次やりますと言っていますけれども、介護保険も同じだと思うんです。統一されなきゃいけないと思うんですが、延滞金の減額免除、これはかなり広い範囲で認められる可能性がある。私は、介護保険の場合はですよ、65歳以上の方の場合は、と思いますので、丁寧な説明をぜひしてもらって、適用になる方についてはそれを積極的に案内して減額免

除の取り扱いをしていただきたいということをお願いんですが、現状はどうでしょうか。

○**高齢者支援課長** 延滞金についての免除というのは、実際のところは余りはされていないのかなというふうに思っています。今回介護保険の場合は、非常にその額自体が、賦課額自体が余り多くないものですから、今回のこの下がることによって今までの、議会でも言いました150万ぐらい昨年度あったんですけども、3割ぐらいに、上限額が1,000円以上いかないと対象にならないので、額が相当減ってしまうと思います。それとあわせて今委員おっしゃられたような個別の事情を市の規定と合わせて対応していきたいと思います。

○**平野** 年金額が少ない方の滞納が多いわけですね、比較的。そういうことで言うと、生活保護の生活扶助の部分の基準も下げられましたけれども、しかしそれにしてもこの収納課の滞納整理マニュアル見ましても、その徴収猶予などの対象として、あるいは差し押さえはできない金額として生活保護基準の1.3倍という数字も出てきます。ですから、そういう計算しますと、年金暮らしの方で年金の少ない人というのはかなりその範囲内におさまる方がたくさんいるんだろうと思うんです。だから、1,000円とはいえ、それは市の延滞金の取り扱いに準じてそれは丁寧な聞き取りもやりまして、収入なんてわかるわけでしょうから、そちらのほうでわかるわけでしょうから、それが生活保護基準の1.3倍という線でどうなのかと。上なのか下なのかという判定はぜひやっていただいて、より積極的に運用していただきたいということを申し述べたいと思います。

18号の議案なんですが、これはかなり長い期間使ってきたと。いろんなふぐあいもありながら使ってきたということなんですが、その辺の事情御説明ください。

○**学校給食センター所長** この消毒保管機という機器そのものが、つくりが非常に単純なものでして、洗浄機のように複雑な機械とかコンピューターが入っていませんので、結構全般的に長持ちする機械なので、修繕はしてきたんですが、何とか今まで使ってきたということです。以上です。

○**平野** 消毒保管機そのものを私見たことないんですけども、これやっぱり衛生上の問題ですから、子供たちの給食にかかわる問題ですから、ここのお金を削るとするのは、節約するというのは私はどんなものだろうかと。もちろん修繕で運用に問題がなければいいですよ。でも、問題が出ているわけでしょう。問題があって修繕するわけですね。ですから、耐用年数を過ぎたものですから、それはこの子供たちの健康、衛生にかかわることですから積極的に予算要望して、もっと早い段階で更新すべきだったんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○**山田** 議案の7、8、9、11関係です。この現状では、利用上での変化はもう謹聴するところなんですけれども、今回の料金改定によって利用者が減少することはないのか。また、この利用者への説明の経過、ちょっと説明してください。

○**スポーツ課長** 前回の改定の平成18年度では、当該年度の利用者の延べ人数で申し上げますと、70万8,000人に対しまして、翌平成19年度の利用者、料金改定をした

後の利用者延べ人数90万4,000人と増加をしております。一概に、これが全く影響がなかったという理由づけにはならないかも知れませんが、少なくとも減少したということはありません。ただ、今回広報かしわ、また市のホームページ、こういったものはもとより、柏市体育協会を初めとした各スポーツ団体等を通じ、料金改定の趣旨や目的などについて十分御理解をいただくような説明をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○山田 市民の活動、スポーツ、それから健康管理大いに活発として、その受け皿この施設利用があるわけですけれども、期間の問題もあるので急に高くなるよと、予告はあったようですけれども、その辺の周知ひとつよく工夫してやっていただきたいと思います。それからあと議員のほうでも議論出ているんですけども、私は老朽化と経年劣化のことでちょっと参考までに聞きたいんですけども、受益者負担の適正化とはいえ、有料施設の利用者からお金をいただく以上、施設の充実、それから維持は必要と考えるんですけども、スポーツ施設の整備をしていく上での整備計画というのは、何か方向あります。

○スポーツ課長 平成16年の3月に、平成25年度までの10年間を見越したスポーツ施設の整備計画というのを策定しておりましたが、正直なところ、合併後はこの策定はしてございません。今山田委員おっしゃられたとおり、今後そのバイブルとして整備計画の策定につきましては必要と考えておりますので、早急に形をスケジュールも含め検討してまいりたいというふうに思っております。なお、当面は老朽化した施設の維持補修等につきまして優先順位をつける形をして対応してまいりたい、このように考えております。以上です。

○山田 本当にこういう方針というのは、行け行けどんどんで施設つくったわけではないわけで、基本計画があり、市民合意が得られて、それでこういう手当ての充実をして、トータルバランスの問題ですよね。ですから、ここの事業ばかり一生懸命やって、片方私なんかもそうですけれども、違うことをやってくれなかったとか、そういうようなこういう意見もあるんですけども。どうぞこういうところで、これからランニングコスト、これは各委員も本会議でもいろいろ出ているわけですけども、これからの時代本当に施設を補修して補完して長持ちさせるとか、いろいろ工夫が必要だと思いますけれども。どうぞこれあれですよね、私はいつもちょっとちっぽけなこと言いますけれども、事所管だけの問題ではなくて、いろいろ横断しているんな部門と協議していく、そうじゃないともう本当に間に合わない時代になってきたり何かそういうことがあるので、私も含めてですけれども、そういうバランスをよく考えて事業の展開を図りたいと思いますけれども。

○関口副市長 今おっしゃったとおり公共施設いろいろ今老朽化で維持管理の問題が出ています。市全体でその辺を今これからできるだけその維持管理に対してもう少しコストをかけてもいいのかなという形で見えています。今回、料金改正もお願いしていますので、本来であればこういった施設を整備していく中で料金改正も図るのが本来の筋なんですけど、ちょっと料金のほうが先行してしまったといういきさつ

はあるんですが、できるだけ施設をいい状態に戻すような形で努力していきたいと思えます。以上です。

○山田 最後に余計なことを言うんですけども、本当に現場知っているのは職員なんです。一番よくわかるんで、コンサルとかいろいろあって方向性とか、今度オリンピックも出るわけですけども、方向性とか何かいろいろコンサルで論議されますけれども、どうぞ職員の人たち自信を持って、それでコンサルよりも議員のほうもよく知っておりますから、そんなところで意見交換をするなりなんかで職員の人たち自信持ってこの施設管理維持とか、それからあとソフトの面で市民を楽しく健康で、心が豊かだとかそんなような理念で副市長おっしゃってくれましたけども、そういうようなことで頑張ってください。以上です。

○海老原 料金改定についてはいろいろと議論がありましたので、重複避けたいと思えますけれども、今回の運動場条例の一部改正の4議案について禁止事項の改正が入れられております。スポーツ課が所管する施設について喫煙行為を禁止することなんですけれども、私は公共施設全面禁煙大賛成ですけども、ただやはり現実問題としてたばこを吸われる方も利用されるわけですし、そういった方を締め出せばいいということではないと思うんです。きちんとマナーを守ってやっていただいて、受動喫煙の防止をしていただけたらと思うんですが、これをやることによって敷地の周辺にばらばらと喫煙をされる方が出るだとか、また隠れて吸われる方が出てしまうとかということを考えますと、きちんとした受動喫煙を防止できるような施設を、施設といいますか、その場所を提供してあげることも必要ではないかと思うんですけれども、そのところどのようにお考えでしょうか。

○スポーツ課長 確かに委員おっしゃるとおり、今回禁煙という、全面禁煙という形で改めて条例になさせていただいたんですが、これ実は以前から市の公共施設、市役所の庁舎も含め、公共施設については事実上禁煙という形、全面禁煙という形をとっておりました。公園条例も含め、スポーツ施設のこの条例の中では特に禁止行為としてうたっておりませんでしたもので、今回料金改正に合わせてこれを入れさせていただいたところでございます。なお、海老原委員おっしゃるとおり、実態としてやはり施設の中で吸えないのならば、その近くの道路でというようなケースもなきにしもあらず、これは当然のことながら心配されることとございますし、また実態としても間々見受けられるところとございます。これにつきましては、やはり指定管理者と協力しながらスポーツ施設利用者のマナーの啓発、こちらに重きを置いた働きかけをしていきたいというふうに考えております。また、この施設内全面禁煙ということをやることによって、その外に受動喫煙の被害が及ぶというようなことももちろん心配されることとございますので、こうした啓発活動を中心に行いながら、また情勢を見て、これ大変私もお恥ずかしい話なんですけども、スポーツ課だけでこの中に喫煙所を設けるとか、そういったところを決めることもなかなか難しい判断でございますので、機会を見て市全体の中で検討してまいりたい、このように考えております。以上です。

○海老原 前回の委員会に報告ありました学校の敷地内で校長、教頭が隠れて喫煙をしたということがございました。そういったことが起きてしまうのも、やはり吸う場所がないということもありますし、完全に市民をみんなたばこ吸わないように指導していくんだというところであればいいんですけど、そんなふうにはなっていない中で、ただ締め出せばいいというのは、私はどうかと思うんです。かえって吸わない方に迷惑がかかることも実際に起きていますので、ぜひ今後こういったことを入れるのであれば、指定管理者にきちんと囲った喫煙所を設けさせるとか、そういった整備についてもサービスの向上として考えていただきたいと思いますと思うんですけども、副市長いかがでしょうか。

○関口副市長 喫煙の関係についてはいろいろ議論あると思います。確かに公共施設、柏の場合は全面禁止今やっていますので。まず方針が今出ていますので、その方針は今ちょっと覆すというわけにちょっといきません。ただ、これから確かに公共施設の中でも吸わせてほしいという方も一部おいでになりますんで、これからの議論の中で考えていきたいかなと思います。それともう一つ、公共施設の中でもいろんな公共施設あるんじゃないかなと思うんです。例えば施設であれば囲うことができる場合もあるし、例えば公園みたく屋外であると、そういった問題をどうするか、いろいろなパターンがあると思います。ちょっとなかなかここで今どうというあれはできないんですが、ちょっと議論のあれにはしていきたいかなと思います。

○海老原 屋外では難しいかもしれませんが、体育館とか敷地が非常に広いところで、そこから出て途中で喫煙してこいと言っても、結局周りに広がってしまうんです。その敷地の枠、外であればいいということですがすぐ外でやられるわけなんですけれど、本当に見苦しいですし、近隣の例えば住宅に隣接していれば、そういったところにも迷惑がかかりますし、そういった影響をきちんと考慮して今後こういったことをやっていただきたいと思いますというふうに思います。

○円谷 引き続きで運動施設のところなんですけれども、実際今の段階で料金についての御意見というのはいただくことはあるんでしょうか。

○スポーツ課長 全くないということではございません。高い、安いという料金はその利用者からの声というのは全くないわけではございません。

○円谷 おおむねどういった、やっぱり高いという御意見のほうが多いんですかね。

○スポーツ課長 そういったものよりも、例えば例で挙げますと、プールの料金で本当にゼロ歳児、小さなお子様、赤ん坊からお金取るのかとかそういった御意見、区分的なものが多いかと思います。

以上です。

○円谷 考え方が幾つかあって、プールとかというのと、あと体育館ですとか、あと野球場とかというのやっぱりちょっと違うのかなというのが1つあります。民間で整備できるような運動場とそうじゃない運動場がまず1つあって、その中で料金を設定していかなきゃならないのかなというのが1つあるのと、あと3,000万増収になるんじゃないかという試算がございますけれども、別にこれその増収分がそのス

スポーツ施設の予算に返ってくるというわけではないですよ、これ。

○**スポーツ課長** 担当課としての意見はそれを願いたいところでございますけれども、やはり一つの目的として市全体の経常収支比率の改善というようなところもございまして、全てが私どものスポーツ施設の充実に充てられるということではないと考えております。以上です。

○**円谷** やっぱりその辺かなというふうに思います。受益者負担を強化していくということは、私は反対はいたしません。むしろより使う方に負担をいただいて、施設を充実させていくとか、使いやすくしていくという方向のほうが間違いなくいいと思いますか、私の実感している範囲内の方々に関してはそういう御要望のほうが強いのかなというのが実感です。この改正案を見ていると、体育館で大体5,000円とかという料金設定がありますけど、やっぱりこれって民間の施設に比べたらよっぽど安い。5,000円ということは、10人でやれば1人頭500円ですから、本当にそのスポーツを生活の喜びとしてやっている方にとってみれば、そんなに大きな負担ではないと思うんです。ただし、ただ単に料金を上げていくというのは、やはり納得していただけない部分が多いのかなというのは、ほかの委員と同じ意見です。やっぱりいい施設でプレーをするというのは、それだけでも喜びだと課長もスポーツされているからわかると思うんですけれども、そういったところで柏の葉の野球場のスコアボードが電光掲示になるなんて話聞きましたけれども、そういう細かいところでもいいんだと思うんです。市は、きちんとスポーツやる人考えているのだったら、姿勢をどんどん見せていただいて、使いたいときに施設を使える環境をつくる、またいい設備をつくるというような努力を続けていただければ、料金の改定というところも御納得いただけるというふうに思いますので、ぜひこれからも努力をしていていただきたいなというふうに思います。私も本会議等々でいろいろ提案してまいりますので、その辺は一緒に協力し合いながら頑張ってもらいたいなと思います。

それと、18号議案です。済みません、ちょっと確認で申しわけないんですが、会派説明のときにお示しいただいたんですけど、補助金が出ていると思うんです。その金額、もう一度ちょっと申しわけないんですが、改めて確認させてください。

○**学校給食センター所長** 補助金ということではなくて、防衛省の調整交付金ということで、1回目でも今2,200万円提示ございまして、追加であと1,200万円出る予定で、合計3,400万円ほど歳入としてみています。以上です。

○**円谷** 大変ありがたい交付金をいただいたなというふうな実感をしています。交付金というのは、この事業に関してこれに使うというのは、もう決まっています交付いただくような形ですかね。

○**学校給食センター所長** この調整交付金の窓口としましては、柏市の企画調整課が担当しているんですが、やはりそれに該当するような事業というのも幾つか市内にでもございまして、そういったものエントリーしまして、その中で国から来た交付金を案分するというような形だと思っております。

○**円谷** はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長 ほかによろしいですか。——それでは、なければ質疑を終結しまして、これより順次採決をしてまいります。

---

○委員長 まず、議案第7号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手多数であります。  
よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 議案第8号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手多数であります。  
よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 議案第9号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手多数であります。  
よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 議案第10号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 議案第11号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手多数であります。  
よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 議案第18号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第2区分、議案第24号、平成25年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第26号、平成25年度柏市介護保険事業特別会計補正予算についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があればこれを許します。

○海老原 まず、不登校児童生徒の支援ということで、きぼうの園の建てかえに伴



う設計、引っ越し、清掃の委託費なんですけれども、これに伴いまして、既存の施設からどのように機能的に改善されるのでしょうか。

○教育研究所長 既存の建物なんですけれども、現在は学習室1、職員室が1、応接室1という状況でございます。大変手狭な状況でございます。トイレがすぐ教室の脇にあるというところで、使い勝手が大変悪いという状況があります。また、同様にトイレのことでございますが、職員と、それから子供たちが同じものを使っているという、男女各1つずつという状況がございます。時代の流れとともに大変使い勝手が悪いということで、今後建てかえなんですけれども、スペースを教室のほうを2教室、現在は140平方メートルなんですけど、約それよりも大きな形をお願いをしているところでございます。以上でございます。

○海老原 大きくなるというのは、約どのぐらい大きくなるんですか。もうちょっと具体的に御答弁いただけたらと思うんですけど。

○学校企画室主任 現在のきぼうの園は、約140平米でございます。今度新築する予定の面積は、約250平米から300平米ぐらいを考えております。以上です。

○海老原 ありがとうございます。そうすると、まだ具体的にはきちんとした設計これからやっていくということで、担当課としてまず広さを確保したいということと、トイレをもう少しきちんとしたいということのほかにも、機能的にどういったことが改善されるというふうに、改善したいというふうに考えていらっしゃいますか。

○教育研究所長 先ほど申し上げましたように、使い勝手が手狭になり悪いというところでスペースを広くするという、あわせて相談スペースも大きくしていきたいというふうに考えております。なお、今回の建てかえに合わせまして、教育相談という部分も充実させ、あわせて教育相談事業のほうの充実も図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○海老原 そうしますと、相談員の増員ですとかそういった対応も今後、来年度考えていけるのでしょうか、教育長。

○教育長 いじめ対策ということも念頭に置きながら、相談員の増員等は考えていきたいというふうに思っています。

○海老原 ぜひよろしくお願ひします。次に、教育相談なんですけれども、児童虐待及びいじめ防止条例に基づき、スーパーバイザーを1人配置ということで、あと9地区の拠点小学校に配置したスクールカウンセラーの勤務日数を拡充ということで説明をいただいているんですけども、このスーパーバイザーというのは、どういった職種、資格の方なのか、それからスクールカウンセラーの勤務日をふやすということなんですけれども、拠点をふやすということはできなかったのでしょうか。

○教育研究所長 まず、スーパーバイザーの資格ですが、スーパーバイザーとしての資格は特にはございません。ただ、スクールカウンセラーの経験を多く積み重ねており、よりスクールカウンセラーとして高度な専門性を備えている者をスーパーバイザーという形でこちらのほうで任命しているところでございます。続きまして、スクールカウンセラーの勤務日2日の増なんですけど、人数増には至っておりません。

学校の拠点校という、9校の拠点校という形をとっておりますが、学校のほうから拠点校以外の学校からの要望もたくさんございますので、さらにそれに応えるためにも2日の増で、今いるスクールカウンセラーで対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○海老原 ありがとうございます。続きまして、福祉のほうに参りますけれども、訪問看護ステーションの基盤強化補助についてなんですけど、大規模化を進めるといことなんですけれども、具体的に御説明いただきたいと思います。

○福祉政策室長 この訪問看護ステーションの強化事業につきましては、我々今在宅医療の推進、医療介護連携の促進ということで東京大学などとともにプロジェクトを推進しているところでございますが、市内にある訪問看護ステーション、これ全国的に同じ事情でございますが、体制が弱くて小規模でなかなか夜間や緊急時の対応がままならないといったような指摘がございます。そういった意味で、こういった国の交付金を活用しまして、市内の訪問看護ステーションについて、体制を強化するための事業について補助をする、そういったような内容になってございます。

○海老原 そうしますと、大規模化といっても1カ所に大きいもの建てるんじゃなくて、今ある訪問看護ステーションの事業者たちがそれぞれ拡充していけるような、そういった整備を進めていくということでしょうか。

○福祉政策室長 委員の御指摘のとおりでございます。既存の訪問看護ステーションについて体制を強化する場合の補助を出すということでございますので、既存の訪問看護ステーションを利用されている方が多くなるようなイメージでございます。

○海老原 ありがとうございます。続きまして、ジョブコーディネーターの配置委託なんですけれども、高齢者の就労に対応するということでどういった人材がそのスキルが求められるのでしょうか。

○福祉政策室長 こちらの事業につきましては、これまでこちらも東京大学とともに実施している生きがい就労事業ということで、これからリタイアされる高齢者の方が市内でもふえてきますので、そういった方の御経験とかを生かした生きがいのある活躍の場所を提供していこうということでありまして、こちらの事業はそういったコーディネートに関する事業、例えばそういった事業を受け入れてくれる事業所を開拓したりとか、あるいは実際に高齢者の方とそういった事業所をマッチングしたりとか、そういったことをシルバー人材センターのほうに委託しまして実施をお願いするといった事業でございます。ですので、この事業でシルバー人材センターのほうでこの開拓に従事する方を雇っていただいて、今申し上げたような事業を実施していただくということになってございます。

○海老原 ありがとうございます。続きまして、子育て環境の充実なんですけれども、保育相談員臨時職員の配置ということなんですけども、これは専門的な方なのでしょうか。

○次長兼保育課長 保育相談員、議会でも答弁しましたが、今アシストパートナーというふうに仮称で呼んでいるんですけど、待機保留者の親御さんに対して、今空き

状況の報告、または子育て支援の悩み等を電話できめ細やかな御支援する。または、相談窓口の開設を行い11月以降公立保育園を退園した保育士を4名ほど今内定しております。この方たちが毎日2日ずつローテーションを組んで支援をしていくという事業になっております。以上です。

○海老原 そういったベテランの活用とてもいいと思います。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

続きまして、次世代育成支援事業なんですけれども、ニーズ調査を行われるということなんですけれども、このところのこういったアンケート調査だとかニーズ調査とか市民意識調査だとかというのは見ているんですけれども、その設問の仕方がすごく誘導的のように感じるんですけれども、今回のこのニーズ調査こういった形で行われるのでしょうか。専門のコンサル等にそういったものを委託するのかどうか、御答弁いただきたいと思います。

○こども政策室長 今回のニーズ調査につきましては、国のほうから多くの設問項目というのがあらかじめ指定されております。その中で必須のものと、そうでないもの、市町村独自に割愛したり、もしくはつけ加えたりするものがございます。そういったことで、特に誘導するというような質問についてはございません。以上でございます。

○海老原 統計とかアンケートのとり方というのは、やはり設問の設け方によってその傾向とかデータがおのずと誘導されてしまうようなものがありますので、ぜひ一部の主観を入れるのではなくて、客観的に評価をしていただきたいと思います。以上です。

○本池 何点かお尋ねいたします。まず、生徒指導推進事業の中で柏市児童虐待及びいじめ防止条例に基づき、生徒指導アドバイザーを週3回、3日から5日に体制を強化するということの中身なんですけど、39万2,000円ということで、一体じゃこの方資格、先ほどちょっとこっちのほうの資格言っていましたけども、こういった方がこういう形でなさるのか。また、逆に5日になるということは1週間ということですよ。だから、そういう配置基準はどういうふうになるのか、その辺をお知らせください。

○指導課長 生徒指導アドバイザーにつきましては、まず資格のほうですが、小学校または中学校の教員免許取得者で小学校または中学校での勤務経験があつて、生徒指導に関するすぐれた実績経験がある者という形で、現在1名の生徒指導アドバイザーがおりますけども、この方は元校長先生をやられた方で、生徒指導の経験のある方を今1名採用しております。また、今後この3日から5日の増員につきましては、今やっておられる方が5日に延長できないために、もう1名別の方、特に女の方を採用して2日その方には勤務をしていただくという方で、この方も教員経験者で現在補導センターのほうで3日勤務しております、あと残り2日を指導課の生徒指導アドバイザーで勤務をするという形に考えております。時給のほうは1,540円ということで、1日6時間の勤務ということになっております。以上でございます。

す。

○本池 そうしたら、1人は女性の方を採用するということなんですが、その派遣をする週5日間どこかに行かれるわけですね。そういう派遣する学校というのは、ある程度、議会答弁で教育長答えたように、あちこちにそういういじめがあるということ把握して、そこに中心的に行かれるんでしょうか。その辺はどうなんでしょう。

○指導課長 今委員おっしゃったように、まずいじめ調査を学期に1回行っておりますので、そのいじめ調査に基づいて各学校の状況を把握した上で派遣をすること。それから、学級崩壊等に関する調査等も今学期に1度行っておりますので、それらの調査結果もあわせて派遣する学校、それから、校長のほうからじかに相談があった学校等ありますので、そちらのほうへ派遣するということになります。以上でございます。

○本池 ちなみに、じゃ今の現時点では何校ぐらい、小学校何校、中学校何校という形で教育委員会把握していらっしゃるんでしょうか。

○指導課長 現在9月に1学期のいじめ調査の結果が出ておりますので、今のところ10月に全てのその学校における学校を訪問するわけですが、中学校が当然未解消事案持っている学校が20校ありますので、中学校は全ての中学校を訪問する予定でございます、小学校につきましては半数ほど二十二、三校程度になるというふうに今考えております。

○本池 そうしますと、今回はこの補正で先ほど言いましたように39万2,000円で、じゃこの女性の方含めて、今後来年度の関係はやはり私は今の状況の中ではふやしていくべきだと思うんです。要はそういった視点はないんでしょうか。

○指導課長 今来年度に向けて生徒指導アドバイザーを2名体制で考えている、検討しているところでございます。

○本池 ぜひそれは今回の問題も含めてしっかりと対応をしていただきたいと思いますし、逆にその校長から要請がある、あるいはアンケートの中でということの動きだと思うんですけれども、そこはしっかりとアンケート全校とっていらっしゃると思いますので、把握をする中で対応をきちんとお願いをしておきたいと思います。

次に、きぼうの園の関係。不登校児童の生徒の支援ということで、今回これは教育研究所のほうについているので、多分今度きぼうの園を建てかえるということ今お話ありましたけれども、そのために今これ多分市立かしわ幼稚園のことだと思うんですが、こちらにこのいろいろと清掃とか設計とかの金額だと思うんですね、900万。その辺はいつごろから。これを議案がもちろん通らなければ使えませんけれども、そうすると具体的にきぼうの園の建てかえに対しては、いつごろこの子供たちがこっちに引っ越してきてという、そういう一応スケジュールちょっと教えてください。

○教育研究所長 引っ越しにつきましては、片づけ等もございますが、引っ越しは該当児童生徒に影響の少ない3月の学年末休業中を考えております。保護者への周

知徹底やいろいろなことが時間を要するというので、新年度に入る前の3月から4月の初旬、始業式前までには引っ越しのほうは終えたいというふうに考えております。以上でございます。

○本池 子供たちややっぱり環境が変わるということに対しては、とても敏感だと私思うんです。だから、そういう意味では今度はもっと広くなるし、私も何回かきぼうの園の今のところ行っていますけれども、やっぱりそういう、あの環境というのはすごくいい、青少年センターのところにいいと私思うので、できるだけ早くきちっと建てていただいて、それで子供たちのいろんなそういう心のケア、このきぼうの園に引っ越してきても引き続ききちっとやっていただきたいですし、かなりあそこ古いですよ、老朽化して。その辺もきちっと対応をお願いをしておきたいと思います。

それから、福祉の関係なんですけれども、あと先ほどちょっと海老原委員からも質問出ましたように、この訪問看護ステーションの基盤強化補助なんですけど、今回は1,500万ということについておりますけれども、これは今お話聞いていると既存の訪問看護ステーションに対する補助だというお話だったんですが、私は豊四季台団地の関係とリンクするのかなと思ってたんで、その辺は全然違うんでしょうか。

○福祉政策室長 はい、先ほど御説明しましたように既存の訪問看護ステーションに対する体制強化のための補助事業ということでございます。ただ、目的としましては在宅医療の中心役を担っていく訪問看護ステーションに対する補助に関する事業でございますので、広くは豊四季台のプロジェクトとも関連することだと考えております。

○本池 わかりました。そのために、しっかりとしたそういう基盤づくりをしていただくのはいいと思いますので、お願いをしたいと思います。それから、その下のほうの老人福祉施設等の基盤整備事業ということで、小規模の多機能型居宅介護事業所、このスプリンクラーの設置なんですけど、197万1,000円しかついていないんで何カ所に補助をして、それが上限が決まっているのかどうか、その辺をお知らせください。

○介護基盤整備室長 スプリンクラーの設置につきましては、今回は1カ所でございます。これ県の基金を使いまして、これは収入となりますが、延べ床面積掛ける9,000円ということで単価は決まっておりますので、それが上限となります。以上でございます。

○本池 そうすると、今回1カ所だけの補助ということなんですけど、じゃ今現状として小規模多機能型のこの居宅介護事務所というのは、市内には何カ所あるんでしょうね。

○介護基盤整備室長 今現在市内には、小規模多機能型居宅介護事業所と申しますが、7カ所ございます。その中でスプリンクラーの設置義務がある事業所はございません。今回につきましても、任意でつけるということで手を挙げていただいたものでございます。以上でございます。

○本池 確かにそういう義務はないにしても、こうやって手挙げてくださるということはあるがたいことですのでけれども、御存じのように大きな介護施設ではスプリンクラーの問題とか、火事があって亡くなられたという状況もありますので、やっぱり小規模だからすぐに逃げられるといえれば逃げられるかもしれないけれど、その建物の構造によっては、やっぱりスプリンクラーがあったほうがより安心だということもあると思うんです。その辺は、ぜひ手挙げたから補助するんじゃないなくて、具体的に市のほうから、担当者のほうからそういうところに対しては消防と連携にとって必要だったら、むしろ指導したほうが良いと思うんです。その辺はどう考えていますか。

○介護基盤整備室長 今年度当初、消防と一緒に設置されていない事業所のほうの訪問を行っております。また、この補助制度につきましては、今現在設置していない事業所に関しまして、その都度御案内を出しております、設置をしていただくように勧めておるところでございます。以上でございます。

○本池 今回は、いろんなこういう交付金があったから補助するんだという考えだと思うんですが、やっぱり積極的に手挙げてそうやって誘導しながら、逆にそれは定着した形で、市も補助金をやっぱり考えてしっかりまずそれをお伝えをして、ぜひその中でやってくださいということの私は言い方をしないと、ただ安全のためにというのをみんな思っているけど、お金がやっぱりかかるということで二の足踏んでいらっしゃる方もいると思うんで、市ではちゃんと補助しますよということを前面に出していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○介護基盤整備室長 たしかにこの補助金だけではスプリンクラーを設置するにはちょっと足りないということがございまして、この補助制度とあわせて福祉医療機構の融資制度につきましても御案内をさせていただいております。以上です。

○本池 ちょっと私の意図がわからなかったのかな。融資制度というのは、あくまでも逆にそれはお返しするお金じゃないんですか。その辺、ちょっと私認識違っていたらごめんなさい、どうなんでしょう。

○介護基盤整備室長 委員のおっしゃるとおり、低利ではありますけれども、いずれは返さなければいけない借入金ということになります。

○本池 ですよね。私はそうじゃなくて、ちゃんと市も今回のこれを一つのきっかけとして、ぜひそういう制度的に補助を出すという形の考え方にやっていただければと思います。その辺、部長、どうでしょう。

○保健福祉部長 利用者の安全を守るための施設整備については、最優先の課題だと思っております。いろいろな支援制度を活用したり、御案内しながら実情に合わせて整備を推進していきたいというふうに思っております。

○本池 ぜひそういう形でお願いをしたいと思います。それから、この家庭児童相談事業ということなんですけれども、いろんな相談、安心こども、活用して1,200万ほどお金ついているんですけれども、家庭児童相談システム導入と書いてあるんです。だから、私はシステムももちろん大事ですけれども、人の配置がやっぱりす

ごく児童相談所から来ることも含めて必要だと思っておりますが、その辺はこの補助金を使ってシステムだけで終わるのかどうか、その辺どうなんでしょう。

○**児童育成課副参事** 今回のこの補助金については、整備費ということで、こういうシステム関係についてつく補助金で、人材についてはちょっと適用外ということなんです。ただ、ことしの4月に職員1名、相談員1名増員をしていただきましたので、また今後も相談件数が増加しておりますので検討してまいります。以上です。

○**本池** ぜひそういう形で大変でしょうけれども、やっぱりいろんな形の相談がふえていると思いますので、充実をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○**平野** じゃ一つだけ。この子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査ですけれども、件数は5,500人でよかったですでしょうか。

○**こども政策室長** 小学校就学前の児童5,000人、それから今回こどもルーム、学童保育の対象学年が広がる関係で小学校3年生でこどもルームを利用している保護者の方、約500人ということで5,500人ということになります。以上でございます。

○**平野** このサンプル件数というのは、先ほどその設問も国からあらかじめ用意された、指定された設問があるということだったんですが、この件数も何%というふうになっているんですか。

○**こども政策室長** 国のほうから件数につきましては指定はございません。ただ、対象といたしまして小学校就学前の児童の保護者という指定がございます。以上でございます。

○**平野** 今市でも待機児解消の問題であるとか、いじめや虐待の問題もありますけれども、子供たちの問題というのはたくさん課題を抱えていると思うんです。ですから、ふやせるのであれば、できる限りこのサンプル数をふやして。それから、先ほど市独自の設問もとありましたけれども、柏市独自にやはり考えなきゃいけないことってあると思うんです。ですから、それはよく工夫をして実際にたくさん皆さんから、実際の声がよく集まるような工夫をしていただきたいと思いますと思うんですが、何か考えていることございますか、内容について。

○**こども政策室長** 国のほうから示されております設問項目以外に、どうしても柏市といたしまして子育ての保護者の負担感ですとか孤立感、なぜそういうふうな感情を持っているのか、そういったところをやはりどうしてというところを掘り下げて聞きたいという部分もございます。そういったところを含めて設問の案をつくりまして、子ども・子育て会議の中で検討して実施したいと考えております。

○**円谷** 済みません1点だけ。小中学校のパソコンの基本ソフトのアップグレードというのがあるんですけど、これ何台分でしょうか。

○**教育研究所統括リーダー** 今回アップグレードの対象になっておるパソコンが1,340台小中学校に配置されております。以上でございます。

○**円谷** 一気に全部今回の補正で対象の、対象というか全部、市内のやつ全部やっちゃうということですか。

○**教育研究所統括リーダー** 今回X P問題に対応してのことということで、実際に

はX Pの対応しているパソコンが小中学校に1,585台存在をしております。そのうち、ビスタのライセンスを持っているパソコンがございますので、そのビスタのライセンスを持っているものについては、アップグレードで対応をするということです。それ以外の245台につきましては、X Pのライセンスしか持っておりませんので、これは新規の前倒しのリプレース、入れかえということで対応させていただくことになっております。以上でございます。

○**円谷** わかりました。本会議で聞いたときに、たしか本庁舎と分庁舎の分ということで、たしか企画部のほうから答弁いただいたと思うんですけど、保健所とかは大丈夫なんですかね、この件。パソコンのセキュリティー、X P終わるというので。

○**保健所長** 特段支障ないと聞いております。

○**円谷** なら結構なんですけども、やっぱり個人情報とかありますんで、もし対象のあれがあれば、速やかに対応お願いします。以上です。

○**山田** 済みません、ちょっとだけ。議案第24号ですけれども、国庫支出金の公立学校施設整備費負担金1,000万円減額ですけれども、これ何だろう、耐震のことでしょうか。

○**学校施設課長** この減額は、柏中の屋内運動場の建設に対する補助金です。この1,000万の減額の理由は、当初クラス数が18クラスだったのが17クラスに平成26年になるということで、それに対応する基準面積が減額になります。それで当然その分けというのは、18から何平米、17以下は何平米というふうになっていまして、当然17平米になった分、当初見込んだ分、約338平米ほど補助対象分が減りました。それに対応する減額分です。減額は2カ年事業なものですから、国庫補助金が2,500万減額になります。それに対して年割り額の25年分が1,000万減になったと、そういうことです。以上です。

○**山田** ありがとうございます。しっかりした補助基準でやっていらっしゃるんで頑張っていたきたいと思います。もう一つだけ。今度は違うやつで。特別交付税の対象救急告示病院。この補助がございますけども、これ特に医療関係事業に力があるようですけれども、柏の医療体制にどんな影響があるのか。その辺は、説明お願いできますか。

○**次長兼保健福祉総務課長** このたびの件は、国のほうの地域において必要とされる、例えば救急医療ですとか、あるいは不採算医療などの機能を担う公的病院に対して、市など地方公共団体が助成を行った場合に、同額が特別交付税として支出されるという仕組みがございます。これにのっとり形で市内の救急病院に対して補助をなすという次第のものでございます。この対象となっています病院につきましては、具体的には名戸ヶ谷病院というようになってございまして、この対象になるためには社会医療法人としての認定が必要となります。当該病院につきましては、本年の1月1日にその認定を得てございます。例えば救急についてこの認定を得るに当たっては、年間750件以上の救急搬送を受け入れていることなどの要件が県のほうから課せられております。ちなみに名戸ヶ谷病院につきましては、市内の全救急



搬送の4割を占めるというような高い位置を占めてございますので、その点からも認定されたというように思われます。これに基づいて市のほうが補助をし、市に対して国のほうから特別交付税が出されるというような内容になってございます。以上でございます。

○山田 本本当に柏の医療体制の充実図っていただくことですが、普通の医療法人と、これ社会医療法人、この違いというのはやっぱり力の入れぐあい、内容の充実の高度化、そういうことでしょうか。

○次長兼保健福祉総務課長 社会医療法人としましては、例えばメリットといたしまして、税法上で優遇されるですとかいう点がございまして、また、それらの軽減措置もあるのと同時に、収益事業を行ってその収益事業の収益分を病院事業に補填できるとかという点がございまして。一方で、例えば同族の役員、社員などが3名以上いてはいけませんとか、あるいは解散時には同様の社会医療法人にその残余財産を帰属させなければいけない、あるいは国あるいは地方公共団体に帰属させなければいけないというような長所、短所があるというように理解しております。

○山田 前段で課長が説明していただいたように、それでわかりました。医療の、やっぱり高度医療というか、いろんな展開で全体の医療の充実をさらに図っていくということでの説明を受けましたので。あと、どうぞ柏の緊急医療とか、そういう課題が随分出てきていますけども、これはタブーでしょうけども、元気にならない人をずっとどこまで見るのかとか、これ延命の問題もあるでしょうけども、そんなこと言っちゃったってしょうがないんですけども、またそのことに関しては本当にいい医療の充実を図る意味では、結局医師会とか何かでは十分されているんだと思いますけども、その辺も十分に将来医療問題で、医療費がどんどんかさねてますます1兆円以上超えちゃうということになっているので、その辺を。年間ね、その辺の意気込みを部長あったら。

○保健福祉部長 やはり市民の安心を支えるためには、医療のバックアップは当然必要ですし、行政区域内で一次、二次、三次の救急医療や、あるいは在宅医療が完結されるというのは、まさに利用したいときに施設がきちっとスタンバイしているという状況を柏市としても整備して、それを維持していきたいと思っております。そのためには、医療関係者とも十分お話し合いしながら、よりより方向に持っていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長 ほかにございますか。——なければ質疑を終結しまして、順次採決いたします。

---

○委員長 議案第24号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第24号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 議案第26号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。暫時休憩しますから。

暫時休憩しないほうがいい。

〔「ちょっとトイレだけ」と呼ぶ者あり〕

○委員長 じゃちょっと暫時休憩5分ぐらい。

午後 零時 2分休憩

○

午後 零時 6分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、請願を審査いたします。

まず、請願第1区分、今期定例会で受理をした請願36号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、請願37号、平成26年度教育予算拡充に関する意見書についてを一括して議題といたします。

本2件について意見があればどうぞ。

○本池 これは、全部継続なんでこっちの36号継続ですし……

〔「継続じゃないよ。改めて出てくる」と呼ぶ者あり〕

○本池 じゃごめんなさい、間違った。今回のやつね、前からこういうのはいつも出てくる案件です。だから、やっぱり国の補助はしっかりと堅持してほしいということ、減らさないでほしいということの請願なんで、ぜひこれは皆さん採択をして、意見書なんで意見書を上げてほしいという要望なんで、ぜひそれは全員が賛成をして意見書に上げていただくようお願いをしたいと思いますし、また37号についても、ちょっといろいろと主旨書いてありますけれども、全体的に全部子供たちの学校の環境の整備とかにかかわることですから、やっぱりよりよい子供たちの教育環境を守るという意味での請願だと思いますので、ぜひこれも皆さん採択をしていただいで気持ちよく応えていただければと思います。それだけです。

○平野 じゃ37号について2点だけお聞きします。初めに、この請願主旨の中の真ん中に就学援助の問題が書かれているんですけども、生活保護基準の切り下げに伴って、この就学援助も対象者が狭められるんじゃないかと。そういう危惧に対して、国会ではその影響ができる限り及ばないようにしたいということが言われたし、教育長もその文部科学省の方向を受けて、議会でそのように答弁されているんですが、実際の今の動きというのは来年度以降どういうふうにつかんでいっしょいま

すか。

○**学校教育部長** この間の議会で答弁しましたように、就学援助につきましては今年度は今までどおりと、変更の予定はございません。ただ、この後国の基準が変わってきますと、それに連動して市の就学援助決めておりますので、国の動向については今後注視していきたいというふうに考えております。

○**平野** そういうことなので、国会でそういう方向で努力するといっても、実際どうなるかというのは、非常に広範な国民に影響することで、特にこの教育の問題ですから、子供たちにかかわることですから、ぜひこの内容を盛り込んだ意見書で政府に対しても約束を守るように求められるように意見書採択していただきたいと思います。下から2番目の洋式トイレの設置なんですけど、ことしと来年で予算の継続費で、ちょっと今持っていないですけど8億数千万円小中学校で予算組んでいたと思うんですけど、この洋式トイレはその中に入っていましたでしょうか。

○**学校施設課長** 基本的には、トイレ改修は全部洋式化、学校長の意見にもよりまずけれども、基本的に改修しているトイレは全部洋式化しています。基本的には学校の体育館のトイレは26年度までに一応全校やる予定です。それとあわせて今校舎の何系統かあるうちの1つずつやっています。それなんで、基本的には今後改修するトイレというのは、基本的には洋式便器とする予定です。以上です。

○**平野** この2年間の継続費で学校の教室、校舎にあるトイレでは何割程度までその洋式トイレに切りかわっていきけるんですか。

○**学校施設課長** 改修するトイレは、ほぼ洋式化になるんですけども、ただ校舎のトイレは2年間では全部できません。当然62校ありますから、新しい学校は別として、その中で校舎にあっては今まで改修したことのない系統。基本的には学校のトイレというのは、縦系統で3カ所から4カ所ございますから、その改修したことのない学校で基本的には1系統だけはしていきますという形で今改修を進めています。以上です。

○**小島** まず、今本池委員のほうから36号についてということ、これ私たちもいいと思うんですけども、37号について下から2番目、今出たトイレの問題もそうですけれども、実際にこのトイレ全体的にこれ本当に子供も便もできない人も結構いると思うんです。今の子供、育ち方によって。これは、総体的にこれから全部校舎やるのでは、あと何年ぐらいかかる予定で予算というのは組むのですか。

○**学校施設課長** 基本的にはトイレの改修全部やるとなると、やっぱり相当な期間とお金がかかると思います。基本的に今のところは取り立てては計画がございません。または、それに伴って概算だとか、ちょっと今のところ申しわけないですが、はじいておりません。以上です。

○**小島** そうすると、これについて賛同ということもできない。それからもう一点、エアコン。これについても、これ全校にこのエアコンを設置するといったらすごい金額かかると思うんです。ということは、各教室にね、今新築、もう新しい柏の葉小学校でも恐らくクーラーついていると思うんですけども、この教室、今普通の

教室はいいんですけども、廊下も通路も一緒な今教室がだんだんこれから建てかえによってはなってくると思うんです。その中でこのエアコン、普通今ある校舎において1台当たりどのくらいの、教室について1台どのくらいの値段が大体わかります。

○学校施設課長 エアコンにつきましては、いろいろ市長への手紙ですとか、メールをいただいています。ことしは特に、去年からことしは猛暑なものですから、それで一応今のところ学校内にエアコンが入っているのは、風早南部小、あとは旧沼南の中学校4校、この5校です。ですから、62から5引くと57校はエアコンが入っておりません。それらを全部特別教室、普通教室にエアコンを入れるとすると、約57億弱かかります。

〔「57億」と呼ぶ者あり〕

○学校施設課長 ええ。いざ、それをやるとすると、最低でもやっぱり5年から7年ぐらいはかかるんじゃないかというふうに見込んでいます。以上です。

○小島 そのとおりであって、この請願についてこの下から……

〔「意見書だからいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○小島 でも、一応行政の予算もあることなんです。ということで、これについてほかのあれについてはよろしいと思いますけれども、今のトイレ、またエアコンについて、これについてはちょっと反対かなというふうに思うところがございます。ということで、ほかについてはいいと思いますけれども、できれば市の予算も、お金もいっぱいあればいいですけども、これについてはあれですか、国から、県からの補助金はないんですか。

○学校施設課長 基本的には3分の1つきます。

○小島 3分の1で自治体に五十数億のお金をかけてやるという中で、あと六、七年全国のやるという中で、これは大変なお金だというふうに、予算もつけなくちゃしょうがないと思うんですけども、どうですかね、この学校の予算の中でそれだけの予算をこれからつけていくことについてやっていけますかね。

○学校施設課長 今のところは、平成27年まで耐震改修を最優先で今事業をやっておりますんで、その以降にはやっていかざるを、個人的にはやっていかざるを得ないのかなというふうに思っています。なぜ個人的といったら、やっぱりこれだけの予算ですし、補助金3分の1ついたといってもその事業費に3分の1つくわけじゃなくて、対象面積に対する基準単価と決まっています。ですから、仮に1校6,000万かけても、6,000万の3分の1というふうにはつきません。それなので、起債はつきますけれども、基本的にはやっぱり市の負担というのはゼロではございません。感じとしては、約2割近くは市の負担になってくると思います。そういう中で、効率的にお金の分配をしながらやっていくには、やっぱりそれ相当の年月といえますか、年数はかかっていくのかなというふうに考えています。以上です。

○小島 そうした場合に、仮に全校なった電気代、どのくらいかかる予定。予算的なものはじいたことありますか。

○**学校教育部理事** その件につきましては、先ほどの前提を全教室全普通教室で行った場合の前提で、年間約6,300万円ぐらいの電気、維持管理費がかかるというふうに、今のところの試算ではございます。以上です。

○**小島** これはエアコンだけ、冬の暖房なんかどうします。

○**学校教育部理事** 今の6,300万につきましては、冬も一応使うという予定でございます。以上です。

○**小島** そうすると子供につけてやりたいなとは思いますが、参考に今聞いてきたところではございますけれども、我々もそういう中で暑い中本当に子供勉強しなくちゃしょうがない、また寒い中ということで、できればもうちょっと。ちょっと考えさせてください。

○**海老原** 今のエアコンのお話なんですけれども、ぜひ夏場に学校へ行っていただきたいと思えます。本当にすごく暑い中で子供たち頑張って勉強しているんですけど、PTAの予算とかで扇風機等もつけていただいているんですけど、暑い空気かき回しているだけなんです。ネッククーラーとか熱中症対策を皆さんやろうとすると、学校のほうから管理上問題があるからやっちはいけないというふうなことが来ます。毎日水筒を持って子供たちは学校に行っているわけなんですけれども、五、六年でできるんですしたら、ぜひ計画を立てていつまでにやるということは今後方針として立てていただきたいというふうに思えます。以上です。

○**本池** 小島委員、済みません、そちらの会派の中での話だと思えます。これ、あくまでも来年度予算編成に向けての政府に対して、こういうのやっってくださいという意見書なんです。だから、まずその意見書を採択してもらった上で、実際にそれが補助金として入ってくるかどうかは、それは政府のほうで考えるわけですから、それを受けて逆に今度は市が計画を立てるわけで、私はトイレに関しても全部、全部トイレ洋式しなくても1つずつ、うちもそうでしょう、1つずつは必ずつけるか、やっぱりけがしたりする子はいるので、それは先にやって、その後また全校のやり方というのはあると思うの。エアコンも含めて、エアコンもじゃ保健室を先につけたり、ちっちゃい子の1年生、2年生、3年……委員同士、こうやってやるのも委員会なのよ、これは。

〔「いや、一応質疑だから」と呼ぶ者あり〕

○**本池** だから、そのところを意見書、まず採択しなきゃ始まらないんです。ぜひお願いします。それだけです。

○**山田** 十分参考意見聞いているわけで、こちらではちゃんと気持ちは、それは、将来計画は子供のためと十分わかっています。

〔「そうしてください」と呼ぶ者あり〕

○**委員長** でも、活発な討論会ができていいですね。

〔「そうです。それもやらなくちゃいけないんです」と呼ぶ者あり〕

○**中村** エアコンのこと、洋式トイレという問題いろいろあると思うんです。ただ、

旧沼南町のときで、キャムデンとの交流で小学生が来たんです。手賀の丘のどんぐりの家で歓迎会をやって、トイレ子供が行きたくなかったんです。和式ですよ、全部。そしたらトイレできないと言うんです。しょうがなく、沼南庁舎まで戻った記憶があります。それと、今の小さい子供は、やっぱりほとんどの家庭がもう洋式になっていますから、やっぱり和式というと何となく違和感を感じる子供がいて、できないようなのいるんじゃないですかね。ですから、これ全部変える必要はないと思いますけど、将来的にはそういう計画やってもらいたいと思いますけども。やはり1個でも、2個でも、全校やっぱりやっておかないと、やっぱり体の不自由な人もいるわけですから、やっぱりそういう改造はどんどんしておかなくちゃいけないと思うんです。これは、市の問題ですから。それから、エアコンの問題ですけど、今プレハブ校舎にはエアコンが入っていますね。そうすると、同じ学校でエアコンが入っている人と入らない人じゃ、俺らは暑いところで勉強しているってやっぱり不平が出ているんです。不平不満が。だから、やっぱり将来的にはあのプレハブは何で建てるんだかというのは、もう御承知のとおりですから。プレハブがないような方法で学校整備、教育環境の整備というのやんなくちゃいけないと思うんです。そうすると、おのずからこのエアコンも解決すると思うんです。その前に、少しずつでも解決のできるころはやっておいてもらって、最近国の教育予算もどんどん、どんどん削られているような状況ですから、ここに今この請願出した団体を見ますと、教育関係者が圧倒的に多いわけです。ですから、やはりこういう要望はどんどん出しておいて、これに沿って少しずつ市でも改善できるものはしておいてもらえばいいかなと。これは柏市の予算関係なしに、国にもっと教育予算減らさないでくださいという要望ですから、やっぱり皆さんで賛成して出したいと思います。賛成です。

○平野 エアコンについてなんですが、この議会だったですかね、流山市は来年度まず中学校からということですが、その順番がちょっとよくわからないけど、夏休みの補習授業なんかもある関係なのかもしれないけれども、中学校からエアコン導入すると。次に小学校ということなんですが、やはり近隣の自治体でも、あるいは県内でも国の、この意見書そのものは国に対してその設備費の充実を求めることということですが、やはりこれ市として耐震改修後というんじゃないくて、早く計画をつくって、個人的なんじゃなくて、市として計画つくって着手していただきたいというふうに切に願います。

○委員長 よろしいですか。——それでは、なければ質疑を終結しまして、順次採決をいたします。

---

○委員長 請願36号について採決をいたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 続いて、請願37号について採決をいたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願第2区分、継続審査中の請願28号、みくに幼稚園園児の教育環境保全対策についての主旨7を議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○平野 質疑じゃないんですけれども、委員の皆さんに提案ですが、前のこの構成の教育民生委員会では、児童虐待及びいじめ防止条例というのをみんなで議論をして、その制定まで皆さんの御協力です。いったわけなんです。ぜひその前提といえますか、前の委員会で視察した札幌市なんかは立派なこの子供の権利を守る条例というのがあるんです。ただ、全国には各自治体で子供の権利条約が制定され、日本がそれ批准したときに、全国でこういう子供の権利条例というのがつけられた経緯があります。そういうことで言うと、いじめ、虐待の問題の前提になるものですので、ぜひこの教育民生委員会でこれ議論を始めていただけるようにぜひお願いしたいというふうに思います。ぜひ継続じゃなくて、採択していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○小島 やっぱり今平野委員から出ましたけれども、我々はこのずっとやってきた中で、採択というんじゃなく、我々は継続を主張していきたいと。こういうふうに思っているところでございます。

○委員長 はい、わかりました。

それでは、採決いたします。

---

○委員長 まず、継続審査中の請願28号の主旨7、継続の主張がありましたので、本件について、継続審査についてお諮りいたします。

本件を継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は継続審査すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

執行部の皆様は前列の方だけお待ちいただいて、前列以外の方はどうぞ退席……1度どうぞ皆様退席をされて結構です。

---

○委員長 それでは、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

調査項目を事務局に朗読いたさせます。

[事務局朗読]

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 ここで閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

お諮りいたします。定例会と定例会の間に執行部から事務の執行状況の調査を受けるための委員会の日程、調査事項等につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

詳細は、後日御連絡といたします。

---

○委員長 それでは、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のための委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対して委員派遣承認要求を行うこととして、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 以上で本日の教育民生委員会を閉会いたします。

午後 零時 35分閉会